



5月はサイクルマナーアップ強化月間

自転車安全利用五則を守ろう！

5月5日は
自転車の日



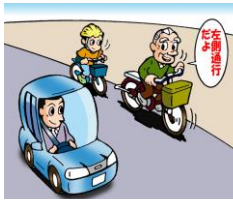
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- 道路交通法上、自転車は「車両」となり、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。



2 車道は左側を通行

- 自転車が道路を通行する場合は「左側」を通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分をすぐに止まれる速さで通行しましょう。
- ※ 歩行者通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければなりません。



4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 子供はヘルメットを着用

子供に限らず、全員がヘルメットを着用するようにしましょう。



○子供（幼児、小学生、中学生）、高校生の交通事故について○

過去5年間の県内における交通事故をみると高校生の死傷者数は4月～6月が最も多く、そのうち自転車乗用中が約7割を占めています。また、子供の事故も同様に死傷者数のうち、自転車乗用中が約4割と最も多くなっています。交通ルールやマナーを再確認し、安全で安心な自転車運転をしましょう。



ツイッターを運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。（アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/）
- ◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。

